

◎持続可能な社会保障制度の確立を図

るための改革の推進に関する法律

(平成二五年一月二三日法律第一二二号)

一、提案理由(平成二五年一月一日・衆議院厚生労働委員会)

○田村国務大臣 ただいま議題となりました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を説明いたします。

社会保障・税一体改革に関しては、昨年、消費税率の引き上げ等を規定する法律が成立するとともに、社会保障制度改革についても、少子化対策及び公的年金制度改革に関し既に既に関連法が成立し、加えて、社会保障制度改革の基本的な考え方や社会保障制度改革国民会議の設置等を定めた社会保障制度改革推進法が成立したところであります。

その後、社会保障制度改革国民会議におけるたび重なる審議を経て本年八月に報告書が取りまとめられたことを踏まえ、社会保障制度改革推進法第四条の規定に基づく法制上の措置とし

て、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにするため、この法律案を提出した次第です。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、少子化対策、医療サービス提供体制や医療保険制度等に係る医療制度、介護保険制度及び公的年金制度の各分野に関し、検討すべき事項、措置を講ずる時期等を定めるとともに、医療制度や介護保険制度については、法律案の提出を目指す時期についても規定するものであります。

第二に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、関係閣僚により構成する社会保障制度改革推進本部を置くとともに、内閣総理大臣が指名する者をもって組織する社会保障制度改革推進会議を置くこととし、その所掌事務、組織等について、それぞれ所要の規定を設けることといたしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要です。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

以上です。

二、衆議院厚生労働委員長報告

(平成二五年二月一九日)

○後藤茂之君 ただいま議題となりました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにしようとするものであり、その主な内容は、

第一に、少子化対策、医療制度、介護保険制度及び公的年金制度の各分野に関し、検討すべき事項、措置を講ずる時期等を定めるとともに、医療制度及び介護保険制度については、法律案の提出を目指す時期を規定すること、

第二に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、関係閣僚により構成される社会保障制度改革推進本部を置くとともに、有識者から成る社会保障制度改革推進会議を置くこと等であります。

本案は、去る十一月一日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

本委員会におきましては、同日田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、六日から質疑に入り、十二日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、十五日に質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告を申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二五年二月五日)

○石井みどり君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備すること等により、これを総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、社会保障制度改革のプログラムを法律とする意義、法案の第二条に規定される自助・自立の考え方、

消費税増収分の使途及び社会保障の持続可能性、質の高い医療提供体制の構築の在り方等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して川田龍平委員より反対、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、日本維新の会を代表して東徹委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。